

「愛知県感染防止対策協力金（特例受付分）」

よくある質問（2021年11月17日版）

1. 特例受付の概要

1-1. 誰が特例受付の対象ですか。

→ 県の営業時間短縮等の要請にご協力いただいた飲食店等を運営する事業者のうち、既に申請期間が終了した以下の4つの協力金について、申請期間内に申請を行えなかった方が対象です。

協力金	申請期間	対象施設	対象エリア
「営業時間短縮要請枠」 「カラオケ設備利用自粛要請枠」 (6/1～6/20 実施分)	2021年7月5日～ 2021年8月20日	飲食店等	愛知県 全域
		カラオケボックス等	
「営業時間短縮要請枠」 (6/21～7/11 実施分)	2021年7月19日～ 2021年9月3日	飲食店等	
「営業時間短縮要請枠」 (7/12～8/7 実施分)	2021年8月20日～ 2021年9月30日	飲食店等	
「営業時間短縮要請枠」 (8/8～8/26 実施分)	2021年9月1日～ 2021年10月22日	飲食店等	

※ 過去に申請をした方は、交付・未交付に関わらず、同じ期間の協力金について、再度申請することはできません。

※ 「4/20～5/31 実施分」以前の協力金は、今回の特例受付の対象外です。

※ 「8/27～9/30 実施分」及び「10/1～10/17 実施分」の協力金は、申請期間を12月24日（金）まで延長します。特例受付の実施予定はありませんので、申請期間内に必ず申請をしてください。

1-2. 「6/1～6/20 実施分」は申請期間内に申請したものの、それ以外の協力金は、申請期間内に申請できませんでした。今回の特例受付で申請することはできますか。

→ 過去に申請した事実があるため、協力金の交付・未交付に関わらず、「6/1～6/20 実施分」の協力金については、今回申請できません。一方、申請を行っていない「6/21～7/11 実施分」「7/12～8/7 実施分」「8/8～8/26 実施分」の協力金については、申請が可能です。

1-3. 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか。

→ 既に申請を受け付けたものの修正は申請できません。特例受付は、申請期間内に申請を行えなかったもののみが対象です。

1-4. 営業時間短縮要請の対象でない施設の事業者が自主的に営業時間の短縮を行った場合は協力金の交付対象となりますか。

→ 交付対象にはなりません。

営業時間短縮要請にご協力いただいた方への協力金ですので、要請対象でない施設の自主的

な営業時間の短縮については交付対象外です。

1-5. 「愛知県感染防止対策協力金（8/27～9/30 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（10/1～10/17 実施分）」と今回の特例受付に伴う協力金の申請を、まとめて申請できますか。

→ まとめて申請はできません。お手数ですが別々に申請してください。

1-6. 特例受付の対象である複数の協力金を申請する場合、別々に申請する必要がありますか。

→ 郵送の場合は、1つの封筒に入れてまとめて申請ができます。

1-7. 特例受付の申請期間はいつからいつまでですか。

→ 申請期間は11月24日（水）から12月24日（金）（当日消印有効（郵送の場合））までです。申請期限を過ぎた申請は、受け付けることができません。

1-8. 今後、「愛知県感染防止対策協力金（8/27～9/30 実施分）」及び「愛知県感染防止対策協力金（10/1～10/17 実施分）」についても特例受付を実施する予定はありますか。

→ 実施予定はありません。ただし、特例受付に代わる措置として、次のとおり申請期限を延長します。

愛知県感染防止対策協力金	当初申請期間	変更後申請期間
8/27～9/30 実施分	10/1～11/19	10/1～ <u>12/24</u>
10/1～10/17 実施分	10/25～12/13	10/25～ <u>12/24</u>

1-9. 申請書は以前に配布されたものを使用できますか。

→ 各実施分の協力金のパンフレット及び申請書は以前に配布したのものから変更はありませんので、そのままお使いいただけます。

1-10. 申請書はどこで入手できますか。

→ パンフレット及び申請書は、申請サポートサイトからダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手できます（パンフレット内に申請書のページがあります。）。実施分ごとにパンフレットの内容は異なりますのでご注意ください。

1-11. 申請するにあたり、申請書を直接持参することはできますか。

→ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、郵送としています。また、電子申請も利用できます。

1-12. 業種別ガイドラインとは何ですか。

→ 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。

ガイドラインの一覧は、以下の内閣官房のページをご覧ください。

内閣官房ウェブサイト「業種別ガイドラインについて」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【飲食店関係のガイドラインの例】

・「外食業の事業継続のためのガイドライン」

- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

1-13. どのような申請方法がありますか。

→ 以下、3種類の申請方法があります。

①電子申請

申請サポートサイトで必要事項の入力と提出書類のアップロードをして申請する方式です。

②WEB申請書作成/郵送申請

申請サポートサイトで必要事項を入力して自動作成された申請書を、印刷の上、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

③手書き/郵送申請

申請書様式に必要事項を記入し、提出書類と併せて郵送で提出する方式です。

1-14. 申請の際は、具体的にどの書類を提出すればよいですか。

→ 申請の際は、以下の【提出書類一覧表】の書類を提出していただきます。なお、一部提出の省略ができる書類がございますので、各協力金のパンフレット等をご確認ください。

【提出書類一覧表】

提出書類一覧	時短				カラオケ
	6/1~ 6/20 実施分	6/21~ 7/11 実施分	7/12~ 8/7 実施分	8/8~ 8/26 実施分	6/1~ 6/20 実施分
①交付申請書兼請求書	●	●	●	●	●
②交付申請書兼請求書 別紙 (対象となる店舗が1店舗の場合は不要)	○	○	○	○	○
③店舗別申請額計算書<店舗ごと>	○	○	○	○	-
④誓約書	●	●	●	●	●
⑤飲食店営業許可書(証)または 喫茶店営業許可書(証)の写し<店舗ごと>	○	○	○	○	○
⑥営業活動を行っている ことが分かる書類 <店舗ごと>	・店舗の内観・外観の写真		○	○	○
	・従前の営業時間が書かれたホームページの画面の写し、又は看板やチラシの写真		-	-	○
⑦休業・営業時間 短縮等の状況が 分かる書類 <店舗ごと>	・営業時間短縮(休業を含む)を周知していることがわかる資料		○	○	○
	・酒類の提供の取り止め・時間短縮を周知していることがわかる資料		○	○	○
	・カラオケ設備の提供の取り止めを周知していることがわかる資料		○	○	○
⑧確定申告書の写し	○	○	○	○	○
⑨売上帳等の帳簿の写し	○	○	○	○	-
⑩代表者の運転免許証、健康保険証(住所の記載があるもの) またはマイナンバーカード(表面)の写し	○	○	○	○	○
⑪申請書に記入した振込先口座の通帳の写し	○	○	○	○	○
⑫対策項目チェックリスト(チェック済のもの)の写し<店舗ごと>	-	○	-	○	-

●：必要書類、-：不要、

○：提出を省略できる場合あり(詳細は各実施分のパンフレットを御確認ください)

1-15. 申請から交付までにはどれくらいかかりますか。

→ 支払の時期は、適切な申請書の受理後、1か月程度を予定していますが、申請の状況により変動することがあります。

2. 事業主体について

2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

→ 大企業も交付対象となります。

2-2. 対象エリアに店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→ 対象エリア内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、対象エリア内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-3. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→ 休業・時短要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において休業又は営業時間短縮に協力した日数となります。

2-4. 業務委託契約により受託者が店舗を運営している場合はどちらが交付対象となりますか。

→ 重複申請防止のために、委託者と受託者（例：店長とオーナー）どちらが申請するか相談の上、申請してください。

3. 第三者認証制度「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」と認証ステッカーの掲示について

3-1. 「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」とは何ですか。また、認証はどのように行うのですか。

→ 安全・安心に食事を行っていただくため、第三者により飲食店の感染防止対策をチェックし、十分に対策が講じられている店舗を認証登録する制度です。なお、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

▶ 「ニューあいちスタンダード」専用ウェブサイト

<https://newaista-ninsho.jp/>

3-2. 認証ステッカーの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→ 業種別のガイドラインの遵守のほか、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示、又は、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証と認証ステッカーの掲示が協力金の交付の条件になります。

そのため、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証と認証ステッカーの掲示がなくても、県の「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示があれば交付対象となります。

なお、今後、飲食店等に対する愛知県感染防止対策協力金の申請には、「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受けていることを求めていく予定です。既に「安全・安心宣言施設」に登録した飲食店も、新たに「ニューあいちスタンダード（あいスタ）」の認証を受ける必要がありますので、お早目の申請をお願いします。

3-3. 期間中を通して終日休業しますが、認証ステッカーの掲示は必要ですか。

→ 休業する場合も認証ステッカーの掲示は必要です。

4. 「安全・安心宣言施設」への登録とPRステッカー・ポスターの掲示について

4-1. PRステッカーとポスターの掲示がないと協力金の対象にはならないのですか。

→ 業種別のガイドラインの遵守、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカーとポスターの掲示が協力金の交付の条件になります。

ただし、「安全・安心宣言施設」に登録していない場合は、できるだけ速やかに「安全・安心宣言施設」への申請を行い、登録された上で、協力金の申請を行ってください。届出中の場合は、登録後、PRステッカーとポスターを掲示していることを条件に協力金の交付対象となります。

なお、過去に登録を済ませている場合は、その際入手したPRステッカー・ポスターを掲示していただいて差し支えありません。

※ 「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

4-2. 「安全・安心宣言施設」とは何ですか。また、登録はどのように行うのですか。

→ 感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、感染防止対策として取り組む項目を届け出ていただいた施設に対して、本県独自のPRステッカー・ポスターを提供し、「安全・安心宣言施設」とするものです。

なお、「安全・安心宣言施設」の登録だけでは協力金は交付されません。別途、交付申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳細や登録方法は、以下のページをご覧ください。

▶ 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む「安全・安心宣言施設」について (PRステッカー・ポスター)

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/anshinpr2.html>

4-3. 期間中を通して終日休業するが、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要ですか。

→ 休業する場合も県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示は必要です。

4-4. PRステッカーとポスターの掲示が遅れた場合、協力金は受け取れないのですか。

→ 万一、県の「安全・安心宣言施設」への登録、PRステッカー等の掲示が遅れた場合であっても、実態として、業種別ガイドラインを遵守したうえで、営業時間の短縮にご協力いただいているのであれば、協力を開始した日から、協力金の交付対象日数に含めることが可能です。

5. チャットボット及び申請サポート窓口について

5-1. これまでの協力金で用意されていたチャットボットや申請サポート窓口は利用できますか。

→ 特例申請ではチャットボットや申請サポート窓口は用意しておりません。あらかじめ御了承ください。